

静岡県建設廃木材リサイクルシステム研究会

設立趣旨書

建設資材の循環利用を目指して、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(いわゆる建設リサイクル法)」が平成12年5月に公布され、平成14年5月より分別解体及び再資源化の義務付けが開始された。平成12年度の国土交通省建設副産物実態調査によると、建設発生木材の再資源化等率は低い状況にあるため、本県においても建設リサイクル法の県指針が策定され、この中で平成22年までに再資源化等率95%を目標として定めている。そこで県は、学識経験者、関係団体の代表及び行政からなる研究会を立ち上げ、本県から発生する建設廃木材のリサイクル促進のために、平成16年3月にそのリサイクルシステムの基本的方向性を示した「静岡県建設廃木材リサイクルシステム基本計画報告書」(以下基本計画)を提言書として策定した。基本計画報告書では、リサイクル市場を生み出すため、「技術」、「経済」、「情報」の三つの視点から静岡県の特徴を生かした建設廃木材のリサイクルに関しての課題、対策、そしてアクションプログラムが提言されている。

本県の特徴として、製紙業、建材・ボード業が多く存在しており、マテリアルリサイクルへの可能性が高い。このマテリアルリサイクルを重視した静岡県型の循環型社会構築のため、バイオマスの利活用との連携を図りながら充実、強化を図っていく必要がある。

建設廃木材のリサイクルは、規制や罰則という概念で推進するのではなく、そのリサイクル市場の需要と供給を民間事業者の自主的な推進により生み出すことが重要であり、これにより自然で円滑な市場が形成されていく。

建設廃木材リサイクルシステムの構築には民間事業者における情報交換の場を構築し、状況に応じ必要なアクションを起こさなければならない。そのために「技術」・「経済」・「情報」をキーワードとした基本計画に基づくアクションプログラムを適正に推進していくことを目的とした民間事業者主体の研究会を設立する。